



福岡医発第 474 号 (地)

平成 21 年 6 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

第 17 回中医協医療経済実態調査協力についてのお願い (依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、中医協並びに厚生労働省水田保健局長より、次回診療報酬改定に向けた標題の調査が別添調査要綱のとおり実施される旨、日本医師会より周知及び協力依頼があり、本会におきましても協力することとなりました。

本調査は、医療機関等の医業経営等の実態を明らかにし、次回診療報酬改定のための基礎資料を整備する目的で、診療報酬改定の前年度に実施しているものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解いただくとともに、貴会会員のご協力が得られますようご高配方向卒よろしくお願い申し上げます。

なお、調査票は、別添調査要綱により抽出した医療機関等へ直接配布されております。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会 長 丸 山 泉

調査票が参りましたらご協力よろしくお願いいたします。

日医発第200号(保44)

平成21年5月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人



第17回中医協医療経済実態調査協力についてのお願い(依頼)

中医協医療経済実態調査につきましては、医療機関等の医業経営等の実態を明らかにし、次回診療報酬改定のための基礎資料を整備する目的で、診療報酬改定の前年度に実施して参りました。

今般、次回診療報酬改定に向けた第17回の調査を本年6月に実施することが決まり、本年5月15日付けで中医協の遠藤会長並びに厚生労働省水田保険局長より本会宛協力依頼がありました。

本調査は、別添調査要綱により、病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的に、全国の施設を対象に病院1/5(特定機能病院、歯科大学病院、子ども病院は1/1)、一般診療所1/25、歯科診療所1/50、保険薬局1/25を層化無作為抽出した施設における平成21年6月の1月間の施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等に加え、平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の1年間について、損益状況、従業員の給料等について調査いたします。

調査は郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行われ、客体施設への調査票の配布は5月下旬、調査票の提出期限は7月31日、速報値の報告時期は平成21年10月末となっております。

日本医師会として、診療報酬改定の重要な基礎資料となる本調査に協力することといたしましたので、都道府県医師会におかれましては、客体医療機関のご協力が得られますようご高配方何卒よろしくお願い申し上げます。



謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問機関として設置され、診療報酬に関する事項等について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申等を行っております。

今般、当協議会におきまして、「第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を本年6月に実施することを決定しました。本調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として実施するものです。この調査は、今後の診療報酬改定の作業を進めるために、非常に重要な調査であります。

つきましては、この調査の対象として貴施設が選ばれましたので、諸事ご多用の折誠に恐縮に存じますが、本調査のもつ意義を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご回答をいただいた場合には、後日薄謝をお送りいたします。

また、本調査の調査及び集計等業務はみずほ情報総研株式会社に委託しております。

なお、本調査は統計法に基づき一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持されること、及び集計の結果は公表されることを申し添えます。

この調査の内容等に関する疑義等につきましては、当協議会の医療経済実態調査事務局にご連絡いただきたいと存じます。

敬具

平成21年5月

中央社会保険医療協議会

会 長 遠 藤 久 夫

厚生労働省保険局

局 長 水 田 邦 雄

開 設 者

殿

管 理 者

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1／25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成21年6月の1月間と平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）の1年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。